

■適応範囲

第1条

- 1) 当館に宿泊の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
- 2) 当館が、法律及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約を優先するものとさせていただきます。

■宿泊契約の申し込み

第2条

- 1) 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。
 - ・宿泊者名
 - ・宿泊日及び到着予定時刻(原則として到着時刻は、14時から17時までとする)
 - ・宿泊料金
 - ・その他当館が必要と認める事項
- 2) 宿泊客が宿泊中に前項の第2号の宿泊日を超えての宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったとして処理致します。

■宿泊契約の成立等

第3条

- 1) 宿泊契約は、当館は前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。
ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではございません。

■宿泊契約締結の拒否

第4条

- 1) 当館は、次にあげる場合において、宿泊規約の締結に応じないことがございます。
 - ・宿泊の申し込みが、この約款によらない場合。
 - ・満室により客室の余裕がない場合。
 - ・宿泊しようとするものが宿泊に関し、法律の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められる場合。
 - ・宿泊しようとするものが伝染病であると明らかに認められた場合。
 - ・宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められた場合。
 - ・天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができない場合。
 - ・宿泊しようとするものがペットと同泊を希望する場合。
 - ・宿泊しようとするものが泥酔者等で宿泊者に著しく迷惑を及ぼす行動をした場合。

第5条

- 1) 宿泊者は当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2) 当館は宿泊客がその責めに帰すべき理由により宿泊契約の全部、又は一部を解除した場合(その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときは除きます。)は、別表第2にあげるところにより違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合に当たっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金払い義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3) 当館は、宿泊客が連泊しないで宿泊日当日午後8時(あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その2時間経過した時刻)になっても到着しない場合は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなして処理することがございます。

■当館の契約解除権

第6条

1) 当館は、次ぎにあげる場合においては、宿泊契約を解除する場合がございます。

- ・宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、または同行為をしたと認められる場合。
- ・宿泊客が伝染病であると明らかに認められる場合。
- ・宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められる場合。
- ・天災不可抗力に起因する理由により宿泊させることができない場合。
- ・喫煙室の寝室での寝たばこ、禁煙室での喫煙、消防用施設に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わない場合。

■宿泊の登録

第7条

1) 宿泊客は宿泊当日の、当館のフロントにおいて、次の事項を登録して頂きます。

- ・宿泊者の氏名、住所、お電話番号
- ・外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国年月日
- ・出発日及び出発予定時刻
- ・その他当館が必要と認める事項

2) 宿泊客が第12条の料金の支払いを、現金に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録にそれらを提示していただきます。

■客室の使用時間

第8条

1) 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、14時から翌日10時までとします。ただし連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2) 当館は前項の規定に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次にあげる追加料金を申し上げます。

- ・超過15分以上経過した場合より料金がかかります。
- ・超過料金は、1時間1000円
- ・超過4時間以上は、客室料金の全額

■利用規則の厳守

第9条

1) 宿泊者は、当館内において、当館が定めている宿内に提示した利用規則に従って頂きます。

■営業時間

第10条

1) 当館の主な施設などの営業時間は次のとおりとし、その他の施設などの詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の提示などでご案内を致します。

- ・フロント 7:00~22:00

事項の時間はやむを得ない場合には臨時に変更することがございます。その場合には、適当な方法をもってお知らせいたします。

■当館の責任

第12条

1)当館は、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。

ただし、当館の責めに帰すべき理由によるものではないときは、この限りではありません。

2)当館は、消防機関からの敵マーク受領しておりますが、万一の災害などに対処する為、旅館賠償責任保険に加入しております。

■宿泊客の手荷物または携帯品の保管

第13条

1)宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または、携帯品が当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその支持を求めるものとします。ただし、所有者の支持がない場合は遺失物法に基づき処理致します。

■宿泊客の責任

第14条

宿泊客は故意または過失により当館が損害を被ったときは、該当宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

- ・禁煙室での喫煙が判明した際は、客室売り止め費用を請求させていただきます。
- ・お布団、壁紙、などの備品の損害については、クリーニング代を請求させていただきます。
- ・客室売り止め費用を請求させていただきます。

■駐車場の責任

宿泊客が当館の指定された駐車場をご利用になる場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理にあたり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責に及びます。

【別表第1】

宿泊料金の暫定方法(第2条第1項、第11条第1項参照)税法が改正された場合は、その改訂された規定によるものとします。

内訳

1. 宿泊料金
2. 追加料金(追加飲食)
3. 税金

【別表第2】違約金(第5条第2項参照)

ご予約のお取消し日及びキャンセル料

- ・不泊 宿泊料金の100%
- ・当日 宿泊料金の100%
- ・前日 宿泊料金の50%
- ・2～3日前 宿泊料金の30%

※%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊規則第9条に基づき次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

この規則をお守り頂けない場合は、やむを得ずご宿泊ならびに館内施設のご利用をお断り申し上げ、かつ当館が被った損害も負担頂くこともございますので特にご留意くださいますようお願い申し上げます。